

感染症に対応した 避難所開設運営マニュアル

令和5年5月改訂

芦屋市

1 本マニュアルの主旨

避難所での感染症拡大を防止するため、各避難所で感染症対策を踏まえた避難所開設運営を行う必要があります。

本マニュアルは、避難所スタッフが感染症対策として実施する事項を記載しています。

実施する基本的方針

- 避難所における3密を防ぐ
- 避難所の衛生管理の実施
- 避難者の健康管理の実施

避難所における集団感染を防ぐ

2 事前の対策

(1) 有症状の避難者を分離する専用スペースの確保

避難所における集団感染を防ぐため、発熱、咳などの有症状者（以下「有症状者等」という。）と、一般の避難者の避難スペースを離れた場所で事前に設定（ゾーニング）する。（表1）

また、複数の有症状者等を分離する際は、可能な限り個室とすることが望ましいが、個室が複数準備できない場合は、パーティション等で分離する。

※避難スペースの拡大が必要なことから、従来のスペースに加え、複数のスペースや部屋を確保すること。

【ゾーニングの目安（表1）】

| ゾーン | 状態 | 判断基準 | 対応 |
|-----|--------|-------------------------------|------------------------------------------------|
| A | 症状のある人 | 有症状等確認項目（P.8参照）に1つでもチェックがついた人 | 分離室へ誘導する。個室に誘導できない場合は、パーティション等で区画されたスペースに誘導する。 |
| B | 要配慮者 | 妊産婦、乳幼児、介護が必要な人 | 福祉避難室または一般避難スペース内の福祉避難スペースに誘導 |
| C | その他一般 | A、B以外 | 一般避難スペースに誘導する。 |

(2) 避難者を振り分けられる受付場所の確保

受付時に避難者の簡易的な健康チェックを実施し、一般避難者と有症状者等を振り分けるための総合受付場所を確保する。（避難者を振り分けた際、一般避難者と有症状者等の動線が重ならないように留意する。）

(3) 専用トイレの確保

一般避難者とは別の有症状者等の専用トイレを確保する。

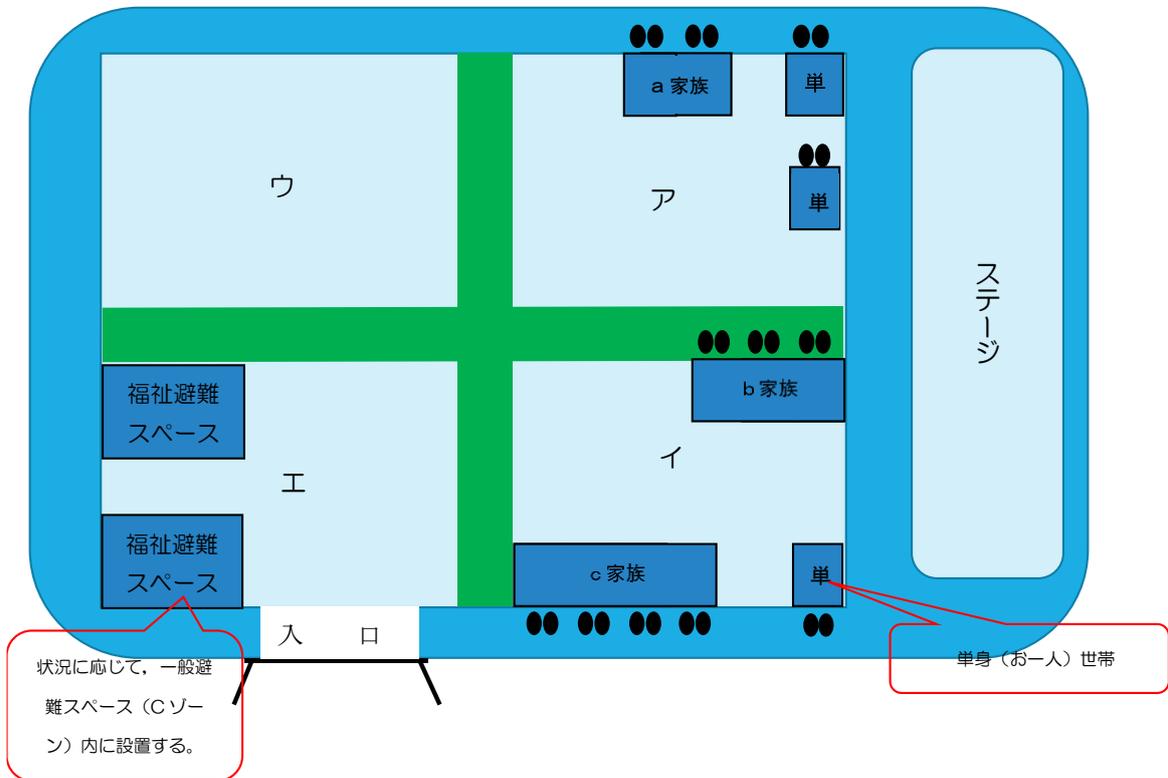
【事前のスペース確保（表2）】

| 区分 | 必要なスペース項目 | 場所 | 用途 |
|----------------|-------------------------------|----|------------------------------|
| 共通 | 総合受付 | | 一般避難者と有症状者等を分ける |
| 一般 | 一般避難スペース (Cゾーン) | | 一般避難者の避難スペース |
| | 福祉避難スペース (Bゾーン) | | 一般避難者の中で、福祉的な配慮が必要な人への専用スペース |
| | トイレ | | |
| 分離者 (有症状者等) | 分離室 (Aゾーン) ※可能な限り複数確保する | | |
| | トイレ | | |

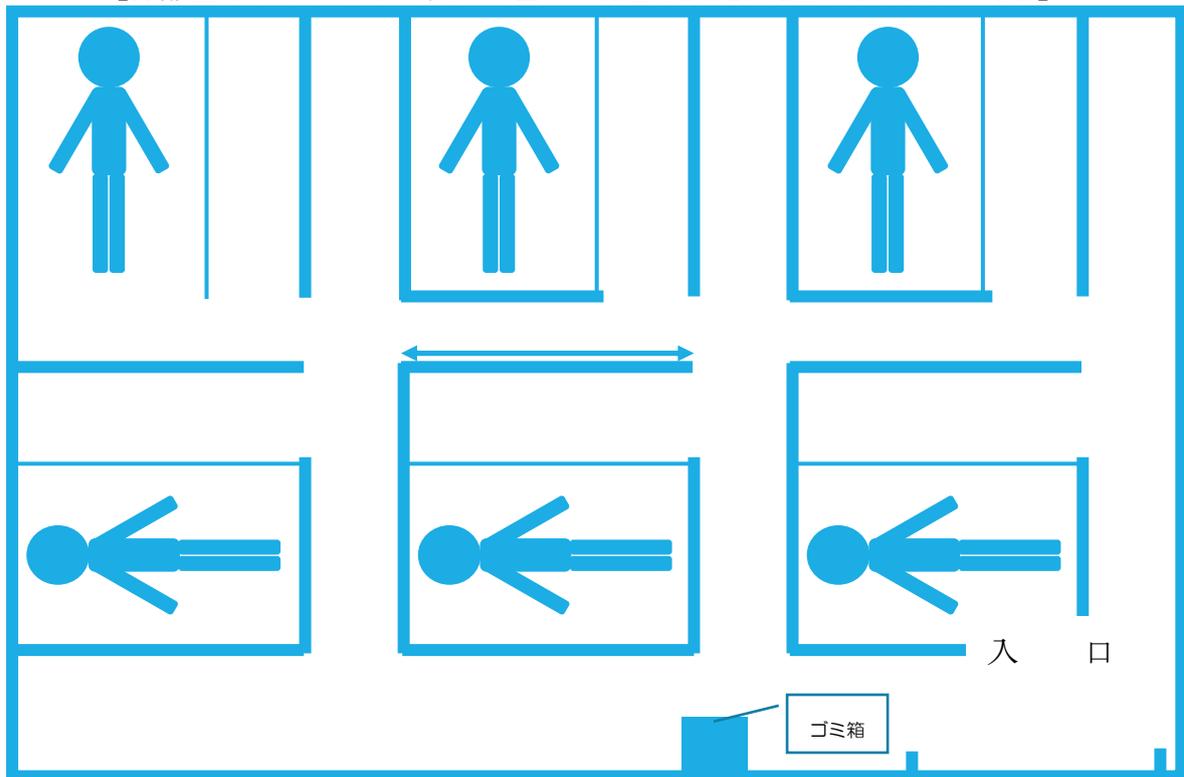
(5) 避難者の身体的距離を確保した一般避難スペースの基本的なレイアウト（例）

飛沫感染を防止するため、他世帯の避難者との間隔（※）をできるだけ確保した区割りを設定する（図2）。また、事前に避難スペースのレイアウトを作成し、おおよその収容人数を把握する。
 ※推奨間隔：2メートル（最低1メートル）

【レイアウト例（図2）】



【分離室のレイアウト（例）（図3）※避難者ごとに個室が確保できない場合】



※避難者ごとのスペースの間隔目安はできるだけ1メートル

- ・手指消毒
 - ・ゴミ袋を提供
- ※持参していなければ

(6) 土足禁止エリアの確保

生活区域内の土足禁止を徹底するため、内履きと土足のエリアを明確に区分する。

※施設に応じて土足禁止エリアを設定する。

(7) 物資や必要数の把握

感染症対策に必要な物資や衛生資材などの項目、数量、保管場所を把握し、事前準備を行う。

| 区分 | 名称 | 数量 | 保管場所 |
|------------------------|------------|----|------|
| 共通 | 液体せっけん | | |
| | アルコール消毒液 | | |
| | 消毒液用容器 | | |
| | ペーパータオル | | |
| | 養生テープ | | |
| | ごみ袋 | | |
| 受付 | 非接触体温計 | | |
| | 体温計（接触型） | | |
| | マスク（避難者用） | | |
| | 靴袋（避難者用） | | |
| | スリッパ（避難者用） | | |
| 一般避難 スペース （Cゾーン） | ブルーシート | | |
| | パーティション | | |
| 福祉避難 スペース （Bゾーン） | 扇風機 | | |
| | アルミマット | | |
| | 簡易ベッド | | |
| 分離室 （Aゾ ーン） | 簡易ベッド | | |
| | アルミマット | | |
| | パーティション | | |
| | ペダル式ゴミ箱 | | |
| | 使い捨て手袋 | | |
| | 体温計（接触型） | | |
| | 扇風機 | | |

(8) 適切な避難所開設運営ができるための人員の確保

従来の開設運営と異なり、避難者の健康チェックや振り分けをする人員、分離室へ誘導する人員が必要となり、従来より多い人員による避難所開設運営が必要となる。

また、一般避難者や有症状者等が大幅に増えた場合、増員できる体制が必要となる。

3 大雨等における避難所の開設・運営（災害時）

(1) 避難者の受け入れ

ア 総合受付スタッフの服装

マスクをしていない避難者と近距離で話す必要があるため、マスクの着用を推奨する。

イ 受付から各避難スペースまでの基本的な流れ

(1) 避難者に有症状等の確認、非接触型体温計を用いて検温

(2) (1)で 37.5℃未満の場合、一般避難スペースに誘導

(3) (1)で 37.5℃以上の場合、接触型体温計で検温する。

※ 37.5℃未満の場合は、一般避難スペースに誘導

※ 有症状者等は、検温しない

(4) 37.5℃以上の場合や有症状者等は、分離室に誘導

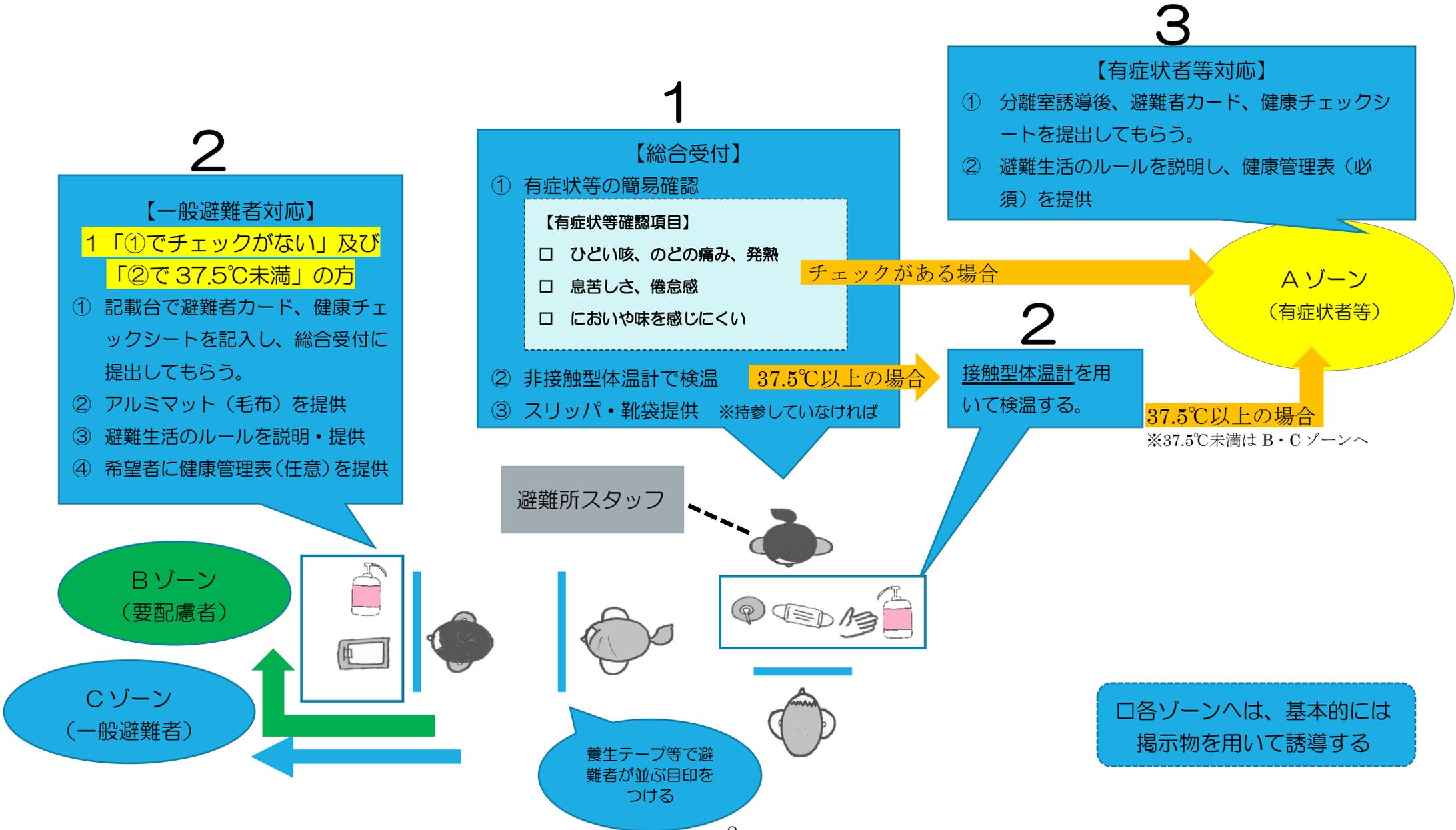
(5) 避難者名簿、健康チェックシートの記入

※ 各スペースへの誘導はゾーニングの目安（P 2～3 表 1・表 2）を参考に
する。

ウ 受付のレイアウト（図 4）

避難所スタッフと避難者との距離を確保できるよう、養生テープ等を用いて表示する。

【受付レイアウトのイメージ（図4）】 ※各受付で使用する様式は、P.11以降の様式集を参照



エ 要配慮者の対応

要配慮者など、受付に支援が必要な場合は、密接することからできる限りマスクを着用し対応する。また、一般避難スペース（Cゾーン）の避難生活に支障がある場合は、福祉避難スペース（Bゾーン）へ誘導する。

オ 避難所生活ルールの周知

受付時、感染症対策を踏まえた避難所生活におけるルールを周知する。（P.14～参照）

(2) 避難所運営

ア 避難所における基本的な感染予防の実施

手洗い、うがい、咳エチケット（マスクの着用等）の実施、身体的距離の確保をする。

イ 定期的な換気の実施

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、1時間に1回程度の換気を実施する。困難な場合は、扇風機や空調設備を活用する。

ウ 避難スペースにおける内履きの徹底

避難スペースではスリッパなど内履きを徹底し、外靴は各自が靴袋で管理する。

エ トイレなどの共有部分の消毒・清掃

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなど複数の人が触る部分を消毒液などを用いて定期的に消毒・清掃する。

オ 定期的な健康管理の実施

避難者が自ら定期的に健康管理する。なお、希望者には「健康管理表」を提供する（有症状者は必須）。また、保健師等による定期的な巡回を実施する。

カ 一般避難スペースでの体調不良者への対応

定期的な健康管理等により確認された体調不良者は、一般避難スペースから分離室へ誘導する。個室に誘導できない場合は、パーティションで区画されたスペースに誘導する。

キ ごみの回収や清掃・消毒方法（一般避難スペース）

使い捨て手袋、マスクを装着する。

ク 有症状者等への対応（分離室）

対応の際は、使い捨て手袋、マスクを装着する。また、避難者ごとにゴミ袋を提供する。

ケ 体調不良者等への対応

【体調不良者を確認した際の連絡先】

①体調不良者を確認した場合・・・0797-31-2121（災害対策本部・医療班）

②救急対応が必要な場合・・・119番

(3) 避難所の閉設

ア 避難者退去後の消毒・清掃の実施

換気を行ったうえで、ドアノブや手すりなど共用部分の消毒・清掃を実施する。

イ 分離室の清掃・消毒の実施

樣 式 集

健康チェックシート

| | | | |
|----------|-----------|-----|---------|
| 氏 名 | | 職 業 | |
| 生年月日（年齢） | 年 月 日（ 歳） | 性 別 | 男・女・（ ） |

感染症に関して、下記の項目に該当する場合は□にチェックしてください。該当しなければ、「該当なし」にチェックしてください。

【身体状況について】

- 該当なし
- せきやたん、喉の痛みがある。（ 日前から）
- 息苦しさがある。（ 日前から）
- においや味を感じない。（ 日前から）
- 強いだるさがある。（ 日前から）
- 下痢症状がある。（ 日前から）
- 吐き気や嘔吐がある。（ 日前から）
- 食欲がない。（ 日前から）
- 鼻水、鼻づまりがある。（ 日前から）
- 頭痛、関節痛、寒気、筋肉痛などがある。（ 日前から）
- からだにぶつぶつ（発疹）が出ている。（ 日前から）
- 目が赤く、目やにが多い。（ 日前から）
- そ の 他（ ）

（避難所職員記入欄）

| 受付番号 | 日 時 | 避 難 所 名 | 避 難 ス ペ ー ス | 所 属 | 担 当 者 名 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------|-----|---------|
| | 年 月 日 時 分 | | 一般・分離 区画番号（ ） | | |
| 体 温 | そ の 他 | | | | |
| 度 | <input type="checkbox"/> 咳・喉の痛み・熱 <input type="checkbox"/> 息苦しさ・倦怠感 <input type="checkbox"/> におい・味を感じにくい | | | | |

※2023年5月現在

健康管理表

氏名 _____

- ・感染症対策のため、定期的な検温と毎日の健康チェックにご協力をお願いします。
- ・こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- ・体調に異変を感じた場合には、避難所スタッフに申し出てください。

| | | 避難所入所時 | | | | | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 体温測定 | | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
| | | 朝 ℃ | 朝 ℃ | 朝 ℃ | 朝 ℃ | 朝 ℃ | 朝 ℃ | 朝 ℃ |
| | | 昼 ℃ | 昼 ℃ | 昼 ℃ | 昼 ℃ | 昼 ℃ | 昼 ℃ | 昼 ℃ |
| | | 夜 ℃ | 夜 ℃ | 夜 ℃ | 夜 ℃ | 夜 ℃ | 夜 ℃ | 夜 ℃ |
| 息苦しさ | ★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする | はい・いいえ |
| におい・味 | においや味を感じない | はい・いいえ |
| せき・たん | せきやたんがひどい | はい・いいえ |
| だるさ | 全身のだるさがある | はい・いいえ |
| 吐き気 | 吐き気がある | はい・いいえ |
| 下痢 | 下痢がある | はい・いいえ |
| その他 | ★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・食欲がない ・鼻水, 鼻づまり, のどの痛み ・頭痛, 関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く, 目やにが多い など | はい・いいえ (症状) |

避難所全体のルール

この避難所の共通のルールは、次の通りです。
避難する方は、守るように心がけてください。

避難所運営委員会

【基本的事項】

- ◆ この避難所は、地域の防災拠点です。
- ◆ 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- ◆ 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ◆ 感染症対策を含め、避難所におけるルールを遵守し、安心できる避難所運営にご協力をお願いします。

【避難所入所時】

- ◆ マスクを着用（推奨）し、できる限り間隔を空けて並んでください。
- ◆ 検温窓口で手指消毒を行い、体温測定を行ってください。
- ◆ 受付窓口で「避難者カード」、「健康チェックシート」を記入してください。
- ◆ 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼育していただくようお願いします。
- ◆ 入所後に日々の健康状態を記録したい場合は、「健康管理表」をお渡しします。
- ◆ 避難所内での各ルールを確認してください。
- ◆ 避難所スタッフの指示に従い、指定されたルートを通り、居住スペースへ入所してください。

【避難所使用上のルール】

- ◆ 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自袋に入れて保管します。また、スリッパ等の室内履きは共有しないようにしましょう。
- ◆ 有症状者等は一般避難スペースに、一般避難者は分離室に絶対に近づかないでください。
- ◆ 職員室、保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。被害があつて危険な部屋も同様に避難できません。
 - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
 - ・ 衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力ください。
- ◆ 感染症対策のため、避難所は定期的に換気を行います。
- ◆ 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- ◆ 車での避難はできません。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

共同生活上のルール

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な 感染予防の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ● できる限りマスクを着用しましょう。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆いましょう。また、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしないようにしましょう。 ● 食事の前、トイレ使用时、マスクを触った後など、こまめに手を洗い、消毒液で消毒しましょう。 |
| 健康チェック | <ul style="list-style-type: none"> ● 有症状者は「健康管理表」に毎日、自身の健康状態を記入してください。 ● 熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所スタッフに申し出てください。 <p>また、それ以外でも咳やのどの痛み、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても申し出てください。</p> |
| 人との接触 | <ul style="list-style-type: none"> ● 飛沫感染を防止するため、他の避難者とはできる限り離れて座るようにしましょう。 ● 面談する場合は、できる限り間隔をあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、長時間にならないようにするなど工夫をしましょう。 ● 感染の可能性のある人に接触したら、特に念入りに手を洗い消毒液で消毒しましょう。 |
| 食事・炊き出し | <ul style="list-style-type: none"> ● 食事は家族単位で、向かい合わせではなく、同じ方向に並んで座るようにしましょう。できる限りほかの避難者と集まって食べないようにしてください。 ● 袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、直接食べましょう。 ● アレルギーのある方は、避難所で配給する食べ物については、必ず確認してから食べていただきますようお願いいたします。 ● 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒液で消毒しましょう。また、できる限りゴム手袋及びマスクを装着しましょう。 ● 容器や食器は基本的に使い捨てですが、調達できない場合は、都度、食器をラッピングするなどの工夫をして、再利用します。それも難しい場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄します。 |
| 生活時間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 起床時間： 時 分 ● 消灯時間： 時 分 * 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 * 職員室などは、防犯のため点灯したままとします。 ● 食事時間 朝食： 時 分 昼食： 時 分 夕食： 時 分 * 食料の配付は、世帯ごとで行います。 ● 伝言時間： 時で終了します。 ● 電話受信：午前 時から午後 時 * 伝言については、伝言板でお知らせします。 |

共同生活上のルール

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洗 濯 | <ul style="list-style-type: none"> ● 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ● 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、人の良識に基づいて使用し、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。 |
| 清 掃 | <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。 ● 世帯スペース間の通路など、共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ● 避難所を退所する際にも、避難スペースの掃除をしてください。 ● 避難所全体で使用する共用部分については、救護・衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。 ● 嘔吐者が出た場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。 |
| ごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別を行ってください。 ● マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。 ● 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。 |
| プライバシーの保護 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 ● 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう使用する場合には、イヤホンを使用してください。 ● 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使用しないでください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用してください。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人に触れないようにしてください。 ● エコノミークラス症候群予防のため、ストレッチを行うなど適度な運動に努めましょう。 ● 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふきましょう。 ● 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを行いましょう。 ● 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にしてください。 |

トイレ使用ルール

1 施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用する場合）

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- ◆ 使用前には便座を拭きましょう。
- ◆ トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。捨てた後は、必ずふたを閉めてください。
- ◆ トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し流してください。
- ◆ ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょ
- ◆ トイレ内は禁煙です。
- ◆ 通常使用ができるようになった場合は、トイレのふたを閉じて、流してください。

トイレ使用ルール

2 組立てトイレ（仮設トイレ）を使用する場合

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- ◆ トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- ◆ 使用前には便座を拭きましょう。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ◆ 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が 衛生班に報告してください。
- ◆ トイレ内は禁煙です。

トイレ使用ルール

3 簡易トイレ（段ボールトイレ、携帯トイレ等）を使用する場合

- ◆ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ◆ 室内トイレの個室を使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- ◆ 袋は使用のたびに交換してください。
- ◆ トイレ後は流水で手洗いをしましょう。難しい場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。バケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。
- ◆ トイレを汚した場合には避難所スタッフにお知らせください。
- ◆ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。
- ◆ トイレ内は禁煙です。

火気使用のルール

- ◆ 避難所で火気を使用するスペースは原則として〇〇室と屋外の〇〇とします。
 - ・ 居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
 - ・ 個人のカセットコンロを使用する際も〇〇〇室で使用してください。
 - ・ 火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用してください。
- ◆ 夜間（時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。
使用する必要がある場合は、管理班に申し出てください。
- ◆ 居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任を持って管理してください。
燃料を交換する際は、食料・物資班に申し出てください。
- ◆ ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- ◆ 避難所の居住スペースは禁煙です。
(〇〇〇〇を喫煙スペースとしていますので、そこをお願いします。きちんと消火し吸殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対に行わないでください。)
- ◆ 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。吸殻を捨てる際も火の気がないか確認してから捨てましょう。

夜間の警備体制について

- ◆ 夜間は共有部分は消灯せず、〇時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
- ◆ 夜間は不審者の侵入を防止するために、〇〇の入口と〇〇の入口以外を施錠しますので、ご協力ください。
緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- ◆ 夜間は避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、そちらまで一声かけてください。
- ◆ 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますのでご協力ください。

食料配付のルール・伝達文

- ◆ 食料・物資・水などは公平に分配しますので、原則として全員に提供できるようになってから配付します。
- ◆ 数量が不足する物資などは、子供、妊婦、高齢者・障がいのあるかた、大人の順に配付します。
- ◆ 食料・物資の配付は、個人ではなく、各居住組の方にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
- ◆ 一人分ずつ小分けにして配付します。
- ◆ 在宅被災者は、原則として避難所に受け取りにきてください。
- ◆ 物資などは、原則毎日.....時頃に、場所は.....で食料・物資班が配付しますので、秩序を守って給食・物資班の指示に従い受け取ってください。
- ◆ 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
- ◆ 食料の配付時、必ず手を洗うか、手指消毒用アルコールで消毒してください。
- ◆ 粉ミルク・お粥・紙おむつなど各自必要な物資などの要望は、個別に対応しますので、避難所運営委員会の給食・物資班に連絡してください。

ペット飼育のルール

- ◆ ペットは、指定された場所で、必ずゲージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
- ◆ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ◆ ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ◆ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ◆ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ◆ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- ◆ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ◆ 飼育困難な場合は、救護・衛生班に相談してください。
- ◆ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生班まで届け出てください。

できていますか？

衛生的な手洗い



1 流水で手を洗う



2 洗浄剤を手取る



3 手のひら、指の腹面を洗う



4 手の甲、指の背を洗う



5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う



6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う (内側・側面・外側)



9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す



10 手をふき乾燥させる



11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!

2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

©公益社団法人日本食品衛生協会

感染症対策へのご協力をおねがいします

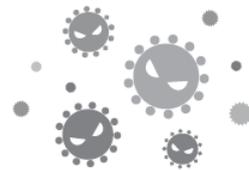
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます!

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく



トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。
※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。
※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク